

スタートアップ支援施設構想検討プロジェクト事業に係る質疑と回答

スタートアップ支援施設構想検討プロジェクト事業に係る公募型プロポーザル実施要領第9に基づく質疑に対する回答は次のとおりです。

更新日：令和8年4月23日

No.	質疑事項	回答事項
令和8年4月23日回答		
1	JVによる相差を検討しているが可能か。 またその際に必要となる書類や申請方法をご教示いただきたい。	共同事業体での参加も可能とします。 なお、次の要件を満たしていることとし、共同事業体の構成団体は単独又は他の共同事業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとします。 ①構成団体は実施要領第5の要件を満たしていること。 ②共同事業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。 ③共同事業体は代表構成団体を選定し、当該代表団体を共同事業体の代表者として市と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は市に対して全ての責任を負うものとする。